令和　8　年度 工事名　【災復】市道黒埼1-74号線（西61）道路災害復旧工事（----------）設 計 書　実　施		審　査	
		設　計	
工　事 番　号　6災第　53　号	工　事 日　数　令和9年3月31日　まで	検　算	

設 計 額 一 金　----------　円也 請 負 額 一 金　----------　円也	施 工 場 所　新潟市 西区鳥原　地内 工 事 概 要 施工延長　L= 215.2 m 自由勾配側溝300型　L= 401 m
支 給 品 費 設計額一金　----------　円也 請負額一金　----------　円也	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工　A= 727 m2

新　　潟　　市

内　　訳　　書

費目	工　種	種　別	細　別	形状寸法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本工事費	工事価格						円	円	
	消費税相当額								
	工事費								

施　工　条　件　明　示　総　括　表

工 事 名 ： **6災第53号　【災復】市道黒埼1-74号線（西61）道路災害復旧工事**

下記項目事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約等が発生したときは、受注者は発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明示項目	施工条件
○ Ⅰ 工程関係	1 関連する別途工事あり

他工事名	発注機関

制約内容	影響を受ける期間

2 施工時期、時間、方法の制限あり

制約内容	影響を受ける期間

3 関連機関協議による工程条件あり

機関名	協議内容

制約内容	影響を受ける期間

○ 4 その他（地元説明会、など）

- **地元からの要望による。**
- 他の工事(上下水道、ガス、道路等)と施工が重複・近接する場合は、工程を調整し、安全かつ円滑に施工すること。

Ⅱ 用地関係

1 工事用地等の未処理部分あり
　処理見込時期：
　区　　間：

2 仮設ヤードの指定あり
　場　　所　：
　使用条件　：
　期　　間　：

3 その他

○ Ⅲ 公害対策関係

○ 1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質など）
　施工方法　：
　作業時間　：

2 家屋等の調査の必要性あり
　方　　法　：
　範　　囲　：

3 その他

<table>
<tr><th>明示項目</th><th>施　工　条　件</th></tr>
<tr><td>○ Ⅳ 安全対策関係</td><td>○ 1 交通安全施設等の指定あり
交通誘導警備員： 別紙積算書のとおり（交替要員あり）
（勤務実績提出の必要あり）
その他施設等：
2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等）
内　容　：
工法制限　：
作業時間制限：
○ 3 その他
交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。</td></tr>
<tr><td>○ Ⅴ 工事用道路関係</td><td>1 一般道路を搬入路として使用制限あり
搬入経路　：
期　間　：
使用後の処理：
○ 2 一般道路の占用
期　間　：全期間
規制条件　：全面通行止めによる道路占用可
時間規制　：9:00～17:00
3 仮設道路の設置
工法指定　：
用地関係　：
安全施設　：
使用条件　：
4 その他</td></tr>
<tr><td>Ⅵ 仮設備関係</td><td>1 仮設備の指定あり
2 仮設備の条件指定あり
3 仮設構造物の転用、兼用あり
工　種：
内　容：
4 その他</td></tr>
<tr><td>○ Ⅶ 残土・産業廃棄物関係</td><td>○ 別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり</td></tr>
<tr><td>○ Ⅷ 工事支障物件</td><td>1 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等）
<table>
<tr><th>支障物件</th><th>移設、撤去、防護等</th><th>支障対策時期</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
2 占用物件重複施工あり
内　容：
○ 3 その他
本工事箇所は、令和６年能登半島地震により被災した箇所であり、地下埋設物件も影響を受けている可能性がある。
　このことから、新潟市土木工事共通仕様書に基づく地下埋設物件の調査を確実に行うとともに、着手前や施工期間中に陥没を発見した場合や、掘削中に空洞や漏水等の異常が認められた場合は、その対応について埋設物件の管理者と協議する必要があるため、速やかに監督員に報告すること。ただし、緊急を要する場合には応急措置を施すとともに、監督員に連絡すること。</td></tr>
<tr><td>Ⅸ 排水工（濁水処理含む）</td><td>1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり
内　容：</td></tr>
<tr><td>Ⅹ 薬液注入関係</td><td>1 薬液注入工法あり
別紙条件明示による</td></tr>
</table>

明示項目	施工条件
○ＸＩそ　の　他	1　現場発生材あり 品　　名： 納入場所：
	2　支給品及び賃与品あり 品　　名： 引渡場所：
	3　品質証明の対象工事である。 新潟市土木工事共通仕様書第１編　１－１－１－２６による。
	○ 4　アスベスト含有建設資材の使用に関する事項 工事において、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。
	5　材料指定関係に関する事項 材料名・材料規格については、参考資料で指定している。 なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。
	○ 6　リサイクル資材の利用に関する事項 リサイクルの観点から新潟市溶融スラグ適正利用ガイドラインに基づき、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の積極的な使用に努めること。
	○ 7　中間技術検査の実施に関する事項 新潟市請負工事の監督及び検査要綱第6条(5)に規定する中間技術検査が実施される場合は、受注者は、これを受検しなければならない。 実施時期等については、監督員と協議して行うものとする。
	○ 8　調査・試験に関する協力に関する事項 ①　受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示があった場合、これに協力しなければならない。 ②　受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1)　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)　調査票等を提出した事業所に対し、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ③　受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。 (1)　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (2)　調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。 (3)　調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。
	○ 9　工事看板の現在位置表示及びＧＰＳ機能つき携帯電話の配置に関する事項 事故発生のときの早急な現在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、１１９番通報により現在が自動的に特定されるＧＰＳ機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。
	○ 10　創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができます。

特　記　仕　様　書　一　覧　表

工 事 名 ： 6災第53号　【災復】市道黒埼1-74号線（西61）道路災害復旧工事

下記項目のうち□欄に☑チェックがあるものが当該工事の特記仕様書とする。
なお、☑チェックがない項目について該当する場合は、原則、設計変更の対象としない。

		明 示 項 目	備考（掲載場所等）
☑	1	特記仕様書（土木工事関係） Ⅰ．適用範囲に関する事項 Ⅱ．公共工事の環境配慮に関する事項 Ⅲ．建設副産物の再資源化等の監視に関する事項 Ⅳ．CORINSへの登録に関する事項 Ⅴ．排出ガス対策型建設機械の使用に関する事項 Ⅵ．再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ・ｱｽﾌｧﾙﾄ再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝの使用に関する事項 Ⅶ．建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する事項 Ⅷ．下請契約に関する事項 Ⅸ．市内及び県内調達に関する事項 Ⅹ．設計図書の照査、設計変更及び工事一時中止に関する事項 Ⅺ．工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	・新潟市ホームページ トップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞仕様書・各種基準類＞特記仕様書
☑	2	新潟市公共工事におけるグリーン資材調達実施調査票	
		以下のリンクをクリックすると新潟市ホームページの特記仕様書のページに遷移します。 https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/tokkishiyou.html	
☑	3	建設副産物に関する特記仕様書	・別添添付あり
☑	4	参考資料に関する説明事項　（土木工事関係）	・積算書に添付あり
☑	5	設計図書における利用コード一覧表 設計図書における利用コード一覧表（読み替え表）	・積算書に添付あり
□	6	積算基準及び単価適用日の変更に係る特記事項	
☑	7	現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書	・別添添付あり
☑	8	複数の専任工事の兼任に関する特記仕様書	・別添添付あり
☑	9	「週休２日適用工事」特記仕様書	・別添添付あり
☑	10	建設現場の遠隔臨場に関する試行特記仕様書	・別添添付あり
□	11	建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書	
☑	12	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」特記仕様書	・別添添付あり
☑	13	電子納品に関する特記仕様書	・別添添付あり
☑	14	現場環境改善に関する特記仕様書	・別添添付あり
□	15	工事施工調整会議特記仕様書	
□	16	家屋調査（事業損失防止調査）特記仕様書	

☐	17　前払い金支出に係る特記事項	
☑	18　繰越にかかる特記事項	・別添添付あり
☐	19　植栽工事に係る特記仕様書	
☐	20　植生基材吹付工特記仕様書	
☐	21　客土吹付工特記仕様書	
☐	22　ＡＧＲＩＳに関する特記仕様書 （農業農村整備事業の測量設計調査業務）	
☐	23　ＩＣＴ活用工事に関する特記仕様書	
☐	24　余裕期間設定工事に関する特記仕様書	
☐	25　建設キャリアアップシステム活用モデル工事に関する特記仕様書	
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		
☐		

建 設 副 産 物 に 関 す る 特 記 仕 様 書

1　再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再　生　資　材　名	規　　格	使用箇所	備　　考
アスファルト合材	各種	表層	
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC-40	基礎	
ｱｽﾌｧﾙﾄ再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	ARC-40	下層路盤	

2　建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工　　事　　名	発 生 場 所	施　工　会　社　名　・　連　絡　先	備　　考

3　建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬　　出　　先		
搬　出　先　地　名		
連　　絡　　先		
設　計　運　搬　距　離	参考資料（積算書）のとおり	
受　　入　　時　　間		
設　計　受　入　費　用	1,200円/m^3	
仮　置　場　所　の　有　無		
備　　考	契約後、監督員と協議	

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りでない。

4　建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬　出　す　る　廃　棄　物　名	コンクリート廃材	アスファルト廃材
設　計　運　搬　距　離	参考資料（積算書）のとおり	参考資料（積算書）のとおり
受　　入　　時　　間		
設　計　受　入　費　用	900円/ｔ（無筋）1,200円/ｔ（有筋）	1,500円/ｔ
備　　考		

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない、なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5　舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設　計　運　搬　距　離		
受　　入　　時　　間		
設　計　受　入　費　用		
備　　考		

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設とが異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6　自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7　協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合せ簿に定める。

（ア）契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間

（イ）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

（ウ）技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

複数の専任工事の兼任に関する特記仕様書

1 本工事において、建設業法第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける主任技術者（以下「特例主任技術者」という。）または監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たすものとする。

最新の「現場代理人及び技術者等の適正配置について」における、複数の専任工事の兼任について、各要件を満たすこと。

「現場代理人及び技術者等の適正配置について」

新潟市トップページ＞産業・経済・ビジネス＞入札・契約＞入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）＞要綱・書式・その他＞市からの通知文書＞現場代理人・技術者

https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/youkou/tsuchibunsho.html

2 本工事において、特例主任技術者または特例監理技術者として兼務することとなる場合、必要な要件について確認できる書類を提出すること。また、業務分担、連絡体制等を施工計画書等に記載すること。

3 本工事において、特例主任技術者または特例監理技術者、監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

「週休２日適用工事(現場閉所)」（令和８年４月）特記仕様書（土木工事）

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休２日(土日)に取り組む旨を協議した上で工事を実施する「週休２日適用工事(現場閉所)」の対象案件である。なお、通期の週休２日（現場閉所）について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の４週８休以上（現場閉所率28.5%（８日/28 日）以上の水準に達する状態）を前提に、補正対象経費に月単位（現場閉所）の週休２日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、「「週休２日適用工事(現場閉所)」（令和８年４月）実施要領」に基づき、完全週休２日(土日)の取組を希望する場合または交替制への変更を希望する場合、工事着手前に監督員と打合せ簿により協議するものとする。

現場閉所の達成状況より、
（ア）完全週休２日(土日)を希望して完全週休２日(土日)を達成した場合は、完全週休２日(土日)の補正係数に設計変更する。
（イ）完全週休２日(土日)を希望して完全週休２日(土日)に満たない場合、完全週休２日(土日)を希望せずに完全週休２日(土日)を達成した場合は、月単位の週休２日補正係数のままとする。
（ウ）月単位の４週８休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

実施要領等のデータは、新潟市ホームページから入手できる
（https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyo/dobokukoji/index.html）

建設現場の遠隔臨場に関する試行特記仕様書

本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象案件である。

受注者は契約後、「建設現場の遠隔臨場」を希望する場合は、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和６年１０月）』に基づき行うものとする。

本試行案件に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督員と協議し決定する。

本試行案件を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を行う場合は調査に協力する。

本試行案件を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費率に含むものとする。

試行要領は、新潟市ホームページから入手できる。

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」特記仕様書

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象案件である。

熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」実施要領に基づき行うものとする。

試行実施要領は、新潟市ホームページから入手できる。

電子納品に関する特記仕様書（工事）

１　本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「新潟市電子納品実施要領（案）（平成２５年４月）（平成28年4月一部改定）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
　なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

２　要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で３部提出するとともに、電子データとして納品した成果品以外については、従来どおり紙媒体で１部提出するものとする。
　なお、「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提供する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は協議のうえ電子化の是非を決定する。

３　電子成果品の提出の際には、新潟市版電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

４　納品物の提出方法および検査方法については、別表－１を遵守しなければならない。

５　新潟県CALSシステムの利用は行わないものとする。
ただし、協議により監督員が認めた場合は新潟県CALSシステムの利用を行うことができる。

【別表－１】

１．納品物の提出方法及び検査方法について

納品物の提出方法及び検査方法については、下表のとおりとし、下表にない書類および必須以外の書類については、契約後の受発注者協議にて決定するものとする。

なお、検査における詳細な事項についても契約後の受発注者協議にて定めるものとする。

【提出、検査方法　凡例】◎:必須、○:条件付き必須、●:電子の場合不要、△:受注者の任意、×:対象外、◇提示

項目＼納品物		提出方法		検査方法		備考
項　目	書　類	電子納品	紙納品	電子検査	紙検査	
施工計画	施工計画書	○	●	○	●	ｵﾘｼﾞﾅﾙﾃﾞｰﾀが、Word、Excelの場合は電子納品
工程管理	実施工程表	△	◎	×	◎	ｵﾘｼﾞﾅﾙﾃﾞｰﾀが、Word、Excelの場合は受注者の任意で電子納品としてもよい
書類管理	工事打合せ簿	○	●	○	●	新潟県CALSｼｽﾃﾑで電子協議を実施、又はｵﾘｼﾞﾅﾙﾃﾞｰﾀが、電子ﾃﾞｰﾀの場合は電子納品 電子納品した場合は電子検査
	段階確認書	○	●	○	●	
	材料確認書	○	●	○	●	
	履行状況報告書	○	●	○	●	
品質管理	測定結果総括表	○	●	○	●	ｵﾘｼﾞﾅﾙﾃﾞｰﾀが、電子ﾃﾞｰﾀの場合は電子納品 電子納品した場合は電子検査
	測定結果一覧	○	●	○	●	
	品質管理図	○	●	○	●	
	品質管理図表	○	●	○	●	
出来形管理	測定結果総括表	○	●	○	●	ｵﾘｼﾞﾅﾙﾃﾞｰﾀが、電子ﾃﾞｰﾀの場合は、電子納品 電子納品した場合は電子検査
	測定結果一覧	○	●	○	●	
	出来形管理図	○	●	○	●	
	来形管理図表	○	●	○	●	
品質証明	品質証明書	×	◎	×	◎	
	ミルシート	×	◎	×	◎	
	カタログ	×	◇	×	◇	納品は不要、紙資料提示
	見本	×	◇	×	◇	納品は不要、紙資料提示
	試験結果(報告)書	×	◎	×	◎	
	材料納入伝票	×	◇	×	◇	納品は不要、紙資料提示
写真管理	工事写真帳	◎	×	◎	×	電子検査用にｻﾑﾈｲﾙ版を紙提出する注４
	工事写真（ネガ）	◎	×	◎	×	別途、CD-Rにて提出する
	参考図	◎	×	◎	×	
図面	完成図	○	●	○	●	CADﾃﾞｰﾀがある場合は電子納品
	出来形図	△	○	△	○	CADﾃﾞｰﾀがある場合は電子納品
建設副産物	廃棄物ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ	×	◇	×	◇	納品は不要、紙資料提示
その他	着手前写真	－	◎	－	◎	電子納品（工事写真帳）とは別に紙納品する
	竣工写真	－	◎	－	◎	電子納品（工事写真帳）とは別に紙納品する
	施工体系図	×	◎	×	◎	
	施工体制台帳	×	◎	×	◎	
	建設業退職金共済組合掛金収納書	×	◎	×	◎	
	創意工夫・高度技術関係	×	◎	×	◎	

注１）電子化に係わる詳細な事項については、「新潟市電子納品実施要領（案）（工事編）」による。

注２）納品方法について、上表により電子納品及び紙納品の納品を行うものとする。

注３）上表以外に納品物がある場合は、契約後の受発注者と協議によるものとする。

注４）サムネイル版の写真とは、多数の写真を一覧表示するために縮小された写真。なお、表示枚数は、Ａ４版に８枚を標準とする。サムネイル版の写真撮影箇所は、「新潟市土木工事写真管理基準（案）平成26年3月」によるものとし、代表箇所を選択し印刷するものとする。

土木工事における現場環境改善に関する特記仕様書

（災害復旧事業における災害復旧工事用）

１．本工事は、現場環境改善費実施要領の対象工事である。

２．本工事は、当初において、現場環境改善費の費用を計上していない。

３．受注者は施工計画書作成前に、現場環境改善の実施の有無及び内容について、打合せ簿により監督員と協議をおこない、実施する場合、設計変更の対象とする。

４．実施にあたっては、「土木工事における現場環境改善費の実施要領」に基づき行うものとする。実施要領は新潟市ホームページから入手できる。

繰越にかかる特記事項

１　本工事は、繰越予定であるため、工期（履行期限）については繰越承認を受け次第、契約変更する予定である。

　なお、変更後の工期（履行期限）は、令和9年６月３０日を予定している。

２　工事請負契約約款第４条第１項に定める工程表及び新潟市土木工事共通仕様書に定める施工計画書に記載する計画工程表については、変更後の工期（履行期限）における工程表を提出すること。